

# 柳原三佳の 新 一瞬の真実 頭底目撃

FILE NO.032

山本事件(愛媛)

●取材・文  
—柳原三佳 http://www.mika-y.com/  
●イラスト・佳岡広澄

■やなぎはらみか  
バイク雑誌の編集記者を経てフリーに。交通事故を主なテーマに執筆する他、TV出演、講演活動も行う。本誌や『週刊朝日』に連載した交通事故の告発ルポは、自賠責制度の大改正につながり話題を呼んだ。また検視や司法解剖に関する取材も精力的に行い、日本の死因究明のひずみを鋭く指摘している。最新刊『焼かれる前に語れ』(共著)、『交通事故被害者は二度泣かされる』など著書多数。自らも限定期間解除のナハナンライダーである。

警察は「検査報告書」に、  
ウソや悪口を書いてもいいのですか?

## 愛媛県警とま 【検査報告書】

「柳原さん、聞いてください。もう悔しくて、腹が立つ……」  
2月中旬、松山の山本純子さんから、憔悴しきった声で電話がかかつてきただ。  
「どうしたんですか?」

私がたずねると、純子さんはため息をつきながら、悔しい思いを語り始めた。  
「ようやく、息子の事故の刑事記録をコピーしたんですが、見るのが怖くて、4日間くらい開けていました。でも、勇気を出して読んでみたら、もう、中味が減茶苦茶で、ほんとに酷いんです」

いつもパワフルな行動力で、理不尽な警察の検査に立ち向かい、一度は保護観察処分にまでさせられた息子の昌樹くんを、不処分(無罪)にするため頑張ってきた母、純子さん。このときばかりは、かなりのショックが声のトーンから伝わってきた。

「とにかく、どの検査資料を見ても母親である私が出てきます。そして私のことを『異常』だと書いてあるんです。そんなに母親が異常だと思わせたかったのでしょうか。それに私は目撃者の人と仕事を通じて面識もないし、証言内容を変えるように迫ったこともありません。とにかく全

### (7) 再実況見分の検討

本交通事故の衝突地点の特定については、両当事者の指示説明に相違が見られるが、現時点において当事者を立会させて事故現場の再見分を実施しても両当事者が同一地点を指示する可能性はないものと思料される。その理由としてH(※白バイ隊員)は、衝突前の自車の進路及び衝突地点を、現場路面に印象されていたタイヤ痕及びガウジ痕の状況に基づく進路及び衝突地点について観客的かつ合理的な指示説明をするも、山本昌樹は、自分の前にワンボックス車が止まつており、その後方で停止していたら白バイにぶつけられた旨を申し立てるのみで、路面痕跡に基づく自車の進路及び衝突地点との整合性についても完全に否定し合理的な指示説明がなされなかつた。また両者立会の見分時、山本昌樹は車椅子に乗つたまでの立会であつたため、介添人として母親の同伴を許していなものであるが、同人の祖父、祖母、両親の4名の他家族関係者等数人が見分場所に詰め合っており、山本昌樹本人民の推移に合わせて異常なほど

### (8) 衝突地点の特定

第一回目事故現場実況見分、当事車両衝突部位対照見分の結果を基にすると、山本昌樹の指示する1地点は不合理であり、H(白バイ)の指示する2地点を衝突地点と特定することが相当である。

### (9) 参考人取調べの状況

ア 事故目撃者Aの取調べ  
市川バナナ店主Aは、白バイのサイレンを聞いて店の前に出てみると、左方から走つて来た白

### (10) 検査報告書

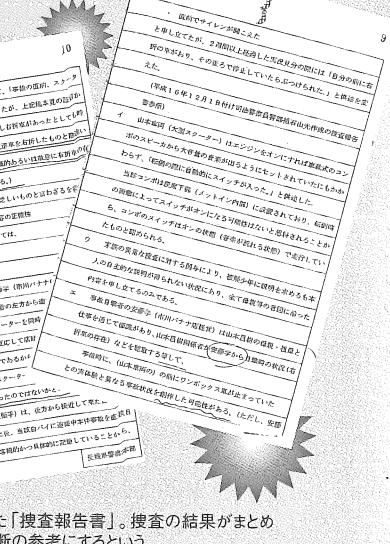
警察は「検査報告書」に、ウソや悪口を書いてもいいのですか?

# 『松山・白バイ衝突事故』

母親は異常、  
状況を創作!?  
被害者家族も唖然

## で書くか?

## 公開



警察が作成した「検査報告書」。検査の結果がまとめられ、検査は判断の参考にするといふ。

白バイとの衝突事故に遭い、一方的な過失を押し付けられた上、「保護観察処分」(有罪)を言い渡されたスクーターの少年。家族の必死の立証活動によつて、後日、逆転無罪を勝ち取つたものの、警察側は白バイの過失を一切認めず、争いは民事裁判に突入した。事故から3年3ヶ月経ち、被害者側はようやく刑事記録の閲覧・謄写を済ませたのだが、その中味は、目を覆いたくなるほど酷い内容だった。検査にあたつた愛媛県警作成の「検査報告書」を公開する!

「柳原さん、聞いてください。もう悔しくて、腹が立つ……」

2月中旬、松山の山本純子さんから、憔悴しきった声で電話がかかつてきただ。

「どうしたんですか?」

私がたずねると、純子さんはため息をつきながら、悔しい思いを語り始めた。

「ようやく、息子の事故の刑事記録をコピーしたんですが、見るのが怖くて、4日間くらい開けていました。でも、勇気を出して読んでみたら、もう、中味が減茶苦茶で、ほんとに酷いんです」

いつもパワフルな行動力で、理不尽な警察の検査に立ち向かい、一度は保護観察処分にまでさせられた息子の昌樹くんを、不処分(無罪)にするため頑張ってきた母、純子さん。このときばかりは、かなりのショックが声のトーンから伝わってきた。

「とにかく、どの検査資料を見ても母親である私が出てきます。そして私のことを『異常』だと書いてあるんです。そんなに母親が異常だと思わせたかったのでしょうか。それに私は目撃者の人と仕事を通じて面識もないし、証言内容を変えるように迫ったこともありません。とにかく全

部でたらめなんです。本当に恐ろしい、あつてはならないことです」

間もなく問題の「検査報告書」がFAXで送られてきた。

想像はしていたが、ここまで片寄つた内容だとは……。こんな書類が警察によって勝手に作られ、検査は判断の参考にするといふ。

書類が警察によって勝手に作られ、検査は判断の参考にするといふ。

以下が、愛媛県警が作成した、裁判官がこれを鵜呑みにすれば保護観察処分も当たり前と思うとぞつとするが、検査官や裁判官がこれで鵜呑みにすれば保護観察処分も当たり前と思うことになるのだろうか。

問題の「検査報告書」だ。おそらく、同様の書類によって苦しめられている交通事故の当事者は大勢いるのではないかだろうか。この書類が最初から公開されているならまだしも、山本事件のようにならまだしも、山本事件のよ

うな少年事件の場合は、当事者

勢いのではないだろうか。この

問題の「検査報告書」だ。おそらく、同様の書類によって苦しめられている交通事故の当事者は大勢いるのではないかだろうか。この書類が最初から公開されているならまだしも、山本事件のよ

うな少年事件の場合は、当事者

勢いのではないだろうか。この

問題の「検査報告書」だ。おそらく、同様の書類によって苦しめられている交通事故の当事者は大勢いるのではないかだろうか。この

●「山本事件」の  
検査報告書より抜粋  
(問題箇所の傍線は筆者による)

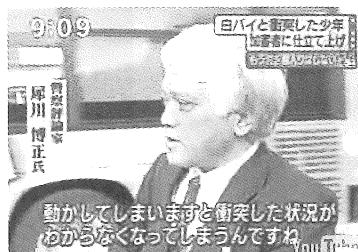
(5) 事故当事者立会による  
事故現場実況見分実施状況

想像はしていたが、ここまで片寄つた内容だとは……。こんな書類が警察によって勝手に作られ、検査は判断の参考にするといふ。

書類が警察によって勝手に作られ、検査は判断の参考にするといふ。

以下が、愛媛県警が作成した、裁判官がこれを鵜呑みにすれば保護観察処分も当たり前と思うとぞつとするが、検査官や裁判官がこれで鵜呑みにすれば保護観察処分も当たり前と思うことになるのだろうか。

以下が、愛媛県警が作成した、裁判官がこれを鵜呑みにすれば保護観察処分も当たり前と思うことになるのだろうか。



山本事件の現場に立ちテレビのインタビューに答える元警視庁で警察評論家の犀川博正氏。

(3) 事故目撃者(A・B)  
供述内容の正確性

本事故の目撃者2名の目撃状況については、右折車両の有無、大型スクーターの進路について相違点があるが、目撃者A(市川バナナ店主)の目撃位置は衝突地点の間近であるものの、目撃者の左方から進行していく白バイ

る。もし右折車があったとしても時間的に離れているか、もしくは南進する直進車を右折したものと勘違いした可能性があることから、Aが意識的あるいは故意に右折車の存在を申し立てるものではないと認められる。(等が認められ、同人の供述内容の信憑性は乏しいものと言わざるを得ない。

(4) 過失の確定

ア 被疑少年山本昌樹にあっては、自動二輪車(白バイ)を運転して中央線等により区分されていない単路を時速約50キロメートル毎時で緊急走行中、三叉路交差点を直進するに際し、前方注視を怠つて漫然と同一速度で進行し、大型スクーターの進路及び速度・右折車両の有無についてはいかとの疑惑が残る。一方、目撃者B(バス運転手)は、後方から接近して来た白バイのサイレン音に反応して避讓した後、当該白バイに追従して避讓した後、当該白バイに追従して、事故発生状況を観察的かつ具体的に記憶していることから、供述内容は極めて信憑性の高いものと認められる。

(5) 捜査の結果

イ 被疑者Hにあつては、緊急自動車(白バイ)を運転して中央線等により区分されていない単路を時速約50キロメートル毎時で緊急走行中、三叉路交差点を直進するに際し、前方注視を怠つて漫然と同一速度で進行し、大型スクーターの進路及び速度・右折車両の有無についてはいかとの疑惑が残る。一方、目撃者B(バス運転手)は、後方から接近して来た白バイのサイレン音に反応して避讓した後、当該白バイに追従して避讓した後、当該白バイに追従して、事故発生状況を観察的かつ具体的に記憶していることから、供述内容は極めて信憑性の高いものと認められる。

(6) 事故の原因

ア 被疑少年山本昌樹にあっては、自動二輪車(白バイ)を運転して中央線等により区分されていない単路を時速約50キロメートル毎時で緊急走行により対向してくる白バイに気付かず、先行する車両の後方から漫然と右折を開始したものであり、交差点を安全に進行する義務を怠った過失が認められる。

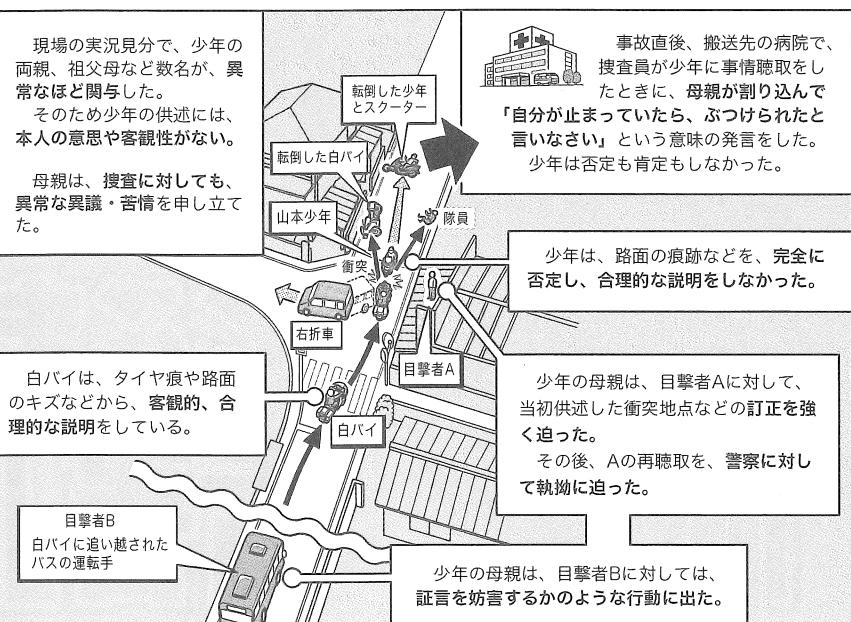
イ 被疑者Hにあつては、緊急自動車(白バイ)を運転して中央線等により区分されていない単路を時速約50キロメートル毎時で緊急走行中、三叉路交差点を直進するに際し、前方注視を怠つて漫然と同一速度で進行し、大型スクーターの進路及び速度・右折車両の有無についてはいかとの疑惑が残る。一方、目撃者B(バス運転手)は、後方から接近して来た白バイのサイレン音に反応して避讓した後、当該白バイに追従して避讓した後、当該白バイに追従して、事故発生状況を観察的かつ具体的に記憶していることから、供述内容は極めて信憑性の高いものと認められる。

## 捜査報告書の驚くべき内容

なかつたものと認められたことから上記の事故概要を修正することとした。

ウ Aの再取調べ

目撲者Aが事故直後の実況見



分立会時の指示説明及び事故発生3日後の供述調書作成時に説明した衝突位置について訂正したい旨を申し立てたため、事故発生より約一箇月半経過した平成16年12月21日、当署交通課長司法警察員警部Nが市川

工 被疑少年山本昌樹の母親(山本純子)からの事情聴取(山本純子)から供述調書を作成した。山本純子は、本件の捜査に対し、事故直後から異常なまでの異議・苦情を申し立て、山本昌樹を取調べた後にあつても、自分言い分について供述調書を作成するよう強く申し立てたことから供述調書を作成した。

(10) 被疑者取調べの状況

ア 被疑者H(白バイ)は取調べに対し、本件犯行を全面的に否認する供述に終始し、相手方H(白バイ)の一方的過失を申し立てている。

イ 被疑少年山本昌樹は取調べに対し、本件犯行を全面的に認め、供述をして反省している。本件交通事故は、信号機の設置されていない三叉路交差点において、右折しようとした自動二

輪車(大型スクーター)と緊急走行で直進中の自動二輪車(白バイ)とのいわゆる右直衝突事故と認められ、双方の当事者が負傷し、双方に過失が認められたものである。

(2) 山本昌樹の供述の信憑性

山本昌樹の供述にあつては信憑性が否定される。その理由として、事件として送致することとしたものである。

ウ 家族の異常な捜査に対する闘争により、被疑少年に説明を求めるも本人の自主的な説明が得られない状況にあり、全て母親等の意図に沿った内容を示し立てるのみである。

ア 事故直後、当署捜査員が収容先の病院に赴き聴取したところ、交差点手前でウインカーを点けた、減速した、ミラー(一方ダブルミラー)を通し右方道路を見た、ゆっくり進行していた、直前でサイレンが聞こえたと申し立てたが、2週間以上経過した右折の車があり、その後ろで停車していたらぶつけられた」と述べて送致することとした。

イ 山本車両(大型スクーター)はエンジンをオノにすれば車載式のコンボスピーカーから大音量の音楽が出るようにセットされていたにもかかわらず、「転供述を変えた。

工 事故目撲者A(市川バナナ店経営)は山本昌樹の母親。母と仕事を通じて面識があり、山本昌樹関係者がAから目撲車の前にワンボックス車が止まっていたとの実体験と異なる事故状況を創作した可能性がある。(ただし、Aは、事故直後の目撲状況聞き取りに対して、「事故の直前、スクーターの前に右折した車があった。」と申し立てたが、上記Bの証言から右折車はなかつたことが明白である。